

## 引上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について (令和4年度決算)

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から8%へ、令和元年10月1日より8%から10%に引き上げられたことに伴い、地方消費税の増収分についてはその使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和4年度岩手町一般会計決算における引上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)に係る使途は、以下のとおりとなります。

【歳入】地方消費税交付金(社会保障財源化分) 171,993 千円

【歳出】社会保障4経費その他社会保障経費等に要する経費(一般財源) 1,481,899 千円

(単位:千円)

事業名(区分)		決算額	財源内訳					一般財源	
			特定財源		一般財源			引上げ分の 地方 消費税収	その他
			国庫支出金	県支出金	起債	その他			
社会福祉	障害者福祉事業	597,674	251,380	146,793		24,637	40,990	133,874	
	高齢者福祉事業	134,025		653	1,900	42,275	9,192	80,005	
	児童福祉事業	679,267	175,534	86,981	7,300	39,857	46,586	323,009	
	母子福祉事業	24,277		6,416	13,100	501	1,665	2,595	
	小計	1,435,243	426,914	240,843	22,300	107,270	98,433	539,483	
社会保険	社会保険事業	701,059	14,464	87,070		15,307	48,081	536,137	
	小計	701,059	14,464	87,070		15,307	48,081	536,137	
保健衛生	保健衛生事業	371,497	81,324	3,068	9,100	18,240	25,478	234,287	
	小計	371,497	81,324	3,068	9,100	18,240	25,478	234,287	
合計		2,507,799	522,702	330,981	31,400	140,817	171,992	1,309,907	